

万一の高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて

# 家畜防疫互助事業にご参加を!







# 養鶏・その他家きん農家の皆様へ

この事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国((独)農畜産業振興機構)が補助を行う事業です。

# 早めに加入して経営に安心を!!

#### 一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内 TEL(03)3297-5515 FAX(03)3297-5519

### 事業のポイント

- ■国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう(以下、鶏 及びその他家きん)を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できま す。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施 されている区域の生産者は加入できません。
- ■加入者は、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、 飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- ■この事業の対象となる家畜伝染病は、**高病原性鳥インフルエンザ**及び**低病原性鳥インフルエンザ**(以下、高病原性鳥インフルエンザ等)です。
- ■事業実施期間は平成30年度~32年度までの3年間です。
- ■生産者が納付した生産者積立金は、鶏及びその他家きん生産者基金で管理します。疾病が発生し、互助金を交付する場合は、鶏及びその他家きん生産者基金から交付されます。

#### 生産者積立金の単価

国内外の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、基金規模を拡充するため、単価を見直しました。鶏及びその他家きんの種類ごとの生産者積立金の単価は次のとおりです。

	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	7円
鶏(家族型)	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	3円
	肉用鶏	1羽当たり	0.2円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	9.5円
鶏(企業型)	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	4.5円
	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	10円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	4.5円
	肉用鶏	1羽当たり	0.4円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	14円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	6.5円
うずら		5羽当たり	5円
あ ひ る		1羽当たり	2円
きじ		1羽当たり	2円
ほろほろ鳥		1羽当たり	2円
七面鳥		1羽当たり	2円
だちょう		1羽当たり	190円

(成鶏:120日齢超 育成鶏:120日齢以下)

#### 鶏の企業型について

- ■企業型については、伝染病発生後も雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としています。
- ■企業型については、常時雇用する従業員(生計を一にする者を除く)の数が1人以 上の事業主又は会社が加入できます。
- ■企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- ■企業型の互助金交付時には、雇用実態を書面により確認します。(交付時の雇用 実態の確認により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族 型の互助金が交付されます。)
- ■事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分(家族型、企業型)を変更することができます。

#### 生産者積立金の納付

- ■加入時に納付する生産者積立金の額は、契約羽数に生産者積立金の単価を乗じて求めます。
- ■高病原性鳥インフルエンザ等が発生して生産者積立金が枯渇し、財源不足に陥った場合は、追加負担割合((独)農畜産業振興機構理事長が別に定めます。)に基づく額の納付(追加納付)が必要となる場合があります。

#### 契約羽数

- ■互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、事業実施期間(平成30年度から32年度)における契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で契約してください。 (複数の農場で飼養している場合は、農場ごとに見込まれる飼養羽数を記載してください。)
- ■契約羽数は、毎年度見直しを行うことができます。ただし、契約羽数を減らしても その分の生産者積立金は3年間の事業終了後の残額確定時まで返還されません。

#### 契約の効力

■契約の効力は、交付契約を締結し、生産者積立金を納付した日から生じ、 平成33年3月31日まで継続されます。

#### 互助金の交付

- ■経営支援互助金は、鶏及びその他家きんの種類ごとの交付単価及び契約羽数を 上限として、殺処分羽数又は導入計画羽数のいずれか少ない羽数に基づき、交付 されます。
- ■焼却・埋却等互助金は、80円(だちょうの場合3,520円)を互助金交付上限単価とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額を対象に支払われます。なお、経営再開の有無にかかわらず支払われます。
- ■互助金交付認定委員会において、互助金交付額を認定した上で、互助金が支払われます。ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には互助金が支払われない場合や減額される場合があります。

#### 互助金の種類とその単価

経営支援互助金

契約対象農場において、該当農場の経営を再開する場合に、 家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等 を支援

焼却-埋却等互助金

殺処分した鶏及びその他家きんを焼却・埋却等するために、 生産者自ら負担したその経費を支援

互助金の種類と交付単価は次のとおりです(1羽当たり:上限)

	(1) 中国189(4) 200 7 (				
家畜の種類		経営支援互助金	焼却・ 埋却等互助金		
	採卵鶏(成鶏)	690円			
	採卵鶏(育成鶏)	320円			
鶏(家族型)	肉用鶏	20円			
	種 鶏(成鶏)	930円			
	種 鶏(育成鶏)	430円			
鶏(企業型)	採卵鶏(成鶏)	990円			
	採卵鶏(育成鶏)	460円			
	肉用鶏	30円	80円		
	種 鶏(成鶏)	1,350円			
	種 鶏(育成鶏)	620円			
うずら		200円			
あひる		320円			
き じ		320円			
ほろほろ鳥		320円			
七 面 鳥		320円			
だちょう		31,900円	3,520円		

(成鶏:120日齢超 育成鶏:120日齢以下)

#### 加入手続き

- ■加入を希望する生産者(以下、加入申込者)は、「家畜防疫互助基金交付契約申込書兼同意書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を(一社)日本養鶏協会又は 事務委託先、道府県養鶏協会等(以下、養鶏協会等)に提出します。
- ■申込みを受けた(一社)日本養鶏協会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求します。
- ■加入申込者は、(一社)日本養鶏協会が指定する口座に生産者積立金等を納付します。
- ■生産者積立金を納付した日から契約の効力が生じます。

#### 1戸当たりの積立金は?

鶏の家族型	区分	積立単価	×	羽 数	=	積立金合計
飼養羽数:2万羽の場合	採卵鶏(成鶏120日齢超)	7.0円	×	20,000羽	=	140,000円
	肉用鶏	0.2円	×	20,000羽	=	4,000円
鶏の企業型	区分	積立単価	×	羽 数	=	積立金合計
飼養羽数:40万羽の場合	採卵鶏(成鶏120日齢超)	10.0円	×	400,000羽	=	4,000,000円
	肉用鶏	0.4円	×	400,000羽	=	160,000円
うずら	積立金単価(5羽当たり)	×		羽 数	=	積立金合計
飼養羽数:10万羽の場合	5.0円	×	(100,	000羽÷5羽)	=	100,000円
あひる	積立金単価(1羽当たり)	×		羽 数	=	積立金合計
飼養羽数:1万羽の場合	2.0円	×	1	限000,0	=	20,000円

<sup>※</sup>積立金合計に別途業務運営事務手数料(4%)の納付が必要となります。

#### 生産者積立金の納税時の取扱い

- ■(一社)日本養鶏協会に納付した生産者積立金は「仮払金」として、また、手数料は経費として処理してください。
- ■事業実施期間終了時において基金に残額が生じた場合には返戻しますので、仮 払金と返戻金との差額は「経費」として処理してください。



# 各道府県の養鶏協会等のお問い合せ先一覧

各県養鶏協会	郵便番号	住所	電話	
北海道養鶏会議	060-0004	札幌市中央区北四条西1丁目1 北農ビル13階 北海道酪農畜産会内	011-209-8556	
青森県養鶏協会	030-0847	青森市東大野2-1-15 農協会館内	017-729-8799	
岩手県養鶏協会	020-0024	盛岡市菜園1-3-6 農林会館内	019-654-7050	
宮城県養鶏協会	980-0012	仙台市青葉区錦町1-6-25 (一社) 宮城県配合飼料価格安定基金協会内	022-222-2416	
秋田県養鶏協会	010-0001	秋田市中通6-7-9 畜産会館内	018-836-7435	
山形県養鶏協会	990-0042	山形市七日町3-1-16 JAビル 山形畜産協会内	023-634-8167	
福島県養鶏協会	960-8043	福島市中町1番19号 中町ビル4階	024-521-1764	
茨城県養鶏協会	310-0022	水戸市梅香1-2-56 (公社)茨城県畜産会館内	029-231-7501	
栃木県養鶏協会	321-0905	宇都宮市平出工業団地6-7 畜産会館内	028-664-3633	
群馬県養鶏協会	379-2147	前橋市亀里町1310 畜産協会内	027-220-2371	
埼玉県養鶏協会	360-0102	熊谷市須賀広784 県畜産会内	048-536-5281	
(一社)千葉県農業協会養鶏部会	260-0013	千葉市中央区中央4-10-12 蚕糸会館2階	043-222-9400	
(一社)神奈川県畜産会養鶏部会	235-0007	横浜市磯子区西町14-3 神奈川県畜産センター内	045-761-4191	
山梨県養鶏協会	400-0034	甲府市宝1-21-20 山梨県配合飼料価格安定基金協会内	055-228-7320	
長野県養鶏協会	380-8570	長野市南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎	026-234-6871	
富山県養鶏協会	930-0901	富山市手屋3-10-15 獣医畜産会館 富山県配合飼料価格安定基金協会	076-451-1789	
石川県養鶏協会	920-0362	金沢市古府1-217 (公社)石川県畜産協会内	076-287-3635	
福井県養鶏協会	910-0005	福井市大手3-2-1 福井ビル5階	0776-27-8228	
静岡県養鶏協会	420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3 静岡県獣医畜産会館内	054-274-0005	
岐阜県養鶏協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内	058-273-1111	
(一社)愛知県養鶏協会	440-0858	豊橋市つつじが丘3-4-1 豊橋市養鶏農業協同組合内	053-261-3185	
三重県養鶏協会	514-0003	津市桜橋1-649 農業共済会館1階 三重県畜産協会内	059-213-7513	
滋賀県養鶏協会	523-0896	近江八幡市鷹飼北4-12-2 八幡本部内	0748-33-4345	
京都府養鶏協会	604-8845	京都市中京区壬生東高田町1-15(1F)(公社)京都府畜産振興協会内	075-681-4280	
奈良県養鶏農業協同組合	639-1122	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内	0743-59-0234	
和歌山県養鶏協会	640-8331	歌山市美園町5-1-1 和歌山県JAビル(公社)畜産協会わかやま気付	073-426-8133	
兵庫県養鶏協会	650-0024	神戸市中央区海岸通1番地 農業会館7階 兵庫県畜産協会内	078-381-9368	
鳥取県養鶏協会	680-8570	鳥取市東町1-220 県庁畜産課内	0857-26-7831	
島根県養鶏協会	690-0887	松江市殿町19-1 島根JAビル (公社)島根県畜産振興協会	0852-31-3609	
岡山県養鶏協会	700-0015	岡山市北区京山2-5-1	086-252-2131	
(一社)広島県養鶏協会	732-0828	広島市南区京橋町1-23 三井生命ビル7階	082-264-1468	
山口県養鶏協会	753-8501	山口市滝町1-1 山口県庁畜産振興課内	083-933-3436	
徳島県養鶏協会	770-8570	徳島市万代町1-1 徳島県庁畜産課内	088-621-2420	
香川県養鶏協会	760-0023	高松市寿町1丁目3-2(公社)香川県畜産協会内	087-825-0284	
愛媛県養鶏協会	790-0003	松山市三番町4-4-7 松山建設会館4階	089-948-5368	
高知県養鶏協会	783-0053	南国市国分1305-5 ヤマサキ農場内	088-862-0135	
福岡県養鶏協会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎6階	092-409-9083	
佐賀県養鶏協会	840-0803	佐賀市栄町2番1号 佐賀県JA会館内	0952-24-7121	
長崎県養鶏協会	850-0862	長崎市出島町10-15 日新ビル301	095-825-4575	
熊本県養鶏協会	861-1103	合志市野々島4393-190 熊本県養鶏農協内	096-242-3131	
大分県養鶏協会	870-0844	大分市古国府1220 大分県畜産協会内	097-545-6593	
(一社)宮崎県養鶏協会	880-0806	宮崎市広島1-13-10 畜産会館内	0985-29-4375	
鹿児島県養鶏協会	890-0065	鹿児島市郡元3-3-32 鹿児島県獣医師会館内	099-812-8850	
沖縄県養鶏協会	900-0025	那覇市壷川2-9-1(JA会館)	098-831-5170	